令和７年度　（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

入会金・会費（年会費及び特別会費）の額及び徴収方法

（定款第８条）

１．入会金の額（消費税は非課税）

新規入会、事業譲渡等により経営組織体を変更した場合の入会について

（１）資本金（出資金）が5,000万円を超える法人 ・・・・・・ 200,000円

（２）資本金（出資金）が5,000万円以下の法人 ・・・・・・・・ 150,000円

（３）個人事業者、及び行政機関、学校法人など ・・・・・ 100,000円

２．年会費の額（消費税は非課税）

会費の区分	年会費の額（年額）
正　会　員	10,000円
賛 助 会 員	8,000円

年度途中の入会については、月割計算により徴収する。

ただし、端数は小数以下を切り捨てて計算する。

３．特別会費（能力割会費）の額（消費税は非課税）

車両検査受能力割会費 ・・・・・ １両につき、250円

継続検査等を実施した車両について対象とする。

ただし、完成検査終了証による現車呈示省略分を除く。

４．入会金、年会費、特別会費の徴収方法

（１）入 会 金 ・・・・・ 入会時に徴収する。

（２）年 会 費 ・・・・・ 令和７年５月末日までに一括徴収とする。

（３）特別会費 ・・・・・ ＩＣ会員カードへのチャージ、適合証及び車両検査審査票交付の都度賦課徴収する。また、電子保安基準適合証により手続きするものにあっては、当該システム利用料徴収の際に併せて徴収する。